

毒物劇物販売業の登録について

- ・ 毒物又は劇物を販売するためには、店舗ごとに毒物劇物販売業の登録を受けることが必要ですので、事前に、保健所長あて「毒物劇物販売業登録申請」を行ってください。
- ・ また、登録を受けるためには、店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者(資格要件を満たす方)を設置することが必要ですので、上記に併せて、「毒物劇物取扱者設置届」を提出してください。
- ・ なお、伝票の授受のみで毒物・劇物の現物を直接取り扱わない場合は、取扱責任者の設置を省略することができます。

申請にあたっては、事前に構造・設備等について担当にご相談ください。

「毒物劇物（一般・農業用品目・特定品目）販売業登録申請」

【登録に必要な書類】

- ・ 毒物劇物販売業登録申請書 [様式あり]
- ・ 毒物若しくは劇物を取り扱う店舗の平面図 [様式あり]
- ・ 申請者が法人の場合は、登記事項全部証明書
(6ヶ月以内に発行されたもの。法務局で入手。)
- ・ 手数料 [山形県証紙。金額は担当におたずねください。]

「毒物劇物取扱責任者設置届」

【届出に必要な書類】

- ・ 毒物劇物取扱責任者設置届 [様式あり]
- ・ 資格を証する書類(次の資格区分による)
※原本を提示するか、申請者による原本照合が必要です。
 - ① 薬剤師： 薬剤師免許の写し
 - ② 要件を満たす学校の卒業者(該当の有無は担当に確認願います。)ア 大学、高等専門学校の卒業者： 卒業証明書の写し
イ 高等学校の卒業者： 成績証明書の写し
 - ③ 毒物劇物取扱責任者試験合格者： 合格証または合格証明証の写し
- ・ 医師の診断書 [様式あり](診断年月日から3ヶ月以内のもの)
- ・ 宣誓書 [様式あり]
- ・ 雇用関係を証する書類 [様式あり]

各総合支庁(保健所)保健福祉環境部保健企画課 お問い合わせ電話番号

○ 村山総合支庁：023-627-1248

○ 最上総合支庁：0233-29-1257

○ 置賜総合支庁：0238-22-3872

○ 庄内総合支庁：0235-66-4738